

**今後目指すべき地方財政の姿と  
令和4年度の地方財政への対応等についての意見**

令和3年12月10日

**地 方 財 政 審 議 会**

**今後目指すべき地方財政の姿と  
令和4年度の地方財政への対応等についての意見**

はじめに	1
第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿	3
1. 目指すべき地域の姿	3
2. 目指すべき地方財政の姿	4
(1) 持続可能な地方税財政基盤の構築	4
(2) 地方財政の健全化	4
第二 新型コロナウイルス感染症への対応	6
(1) 感染症対策の財政支援	6
(2) 保健所の体制強化	7
(3) 公営企業の資金繰りへの対応	7
第三 令和4年度の地方財政への対応	8
1. 地方一般財源総額の確保等	8
(1) 一般財源総額の確保	8
① 地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保	8
② 地方の歳出構造	8
③ 給与関係経費	9
④ 一般行政経費（単独）等	9
(2) 地方財政計画	10
① 地方財政計画の基本的役割等	10
② 地方財政計画と決算の関係	11
③ 計画と決算の比較	11
(3) 地方交付税	12
① 地方交付税の役割	12
② 地方交付税の総額の確保	12
2. 「デジタル田園都市国家構想」の実現	14
(1) 地域におけるデジタル社会の推進	14
(2) 地方自治体のDXの推進・マイナンバーカードの普及	15

3. 地方創生の推進	16
(1) まち・ひと・しごと創生の推進	16
(2) 地方への人の流れの創出	16
4. グリーン社会の実現	17
5. 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化の推進	18
(1) 防災・減災対策の推進	18
(2) 公共施設等の適正管理	19
6. 社会保障制度改革	20
7. 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化	21
8. 東日本大震災からの復興	22
9. 地方財政の健全化に資する取組等	22
(1) 財政マネジメントの強化	22
① 地方財政の「見える化」	22
② 公営企業等の経営改革	23
i) 経営戦略に基づく経営改革の推進	23
ii) 公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進	24
iii) 水道・下水道事業における広域化等の推進	25
iv) 第三セクター等の経営健全化の推進	25
③ 地方自治体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援	26
(2) 多様な広域連携の推進	26
(3) 地方債資金の確保	27
(4) 宝くじの活性化による地方財源の確保	27
おわりに	28

## 資料

## 今後目指すべき地方財政の姿と 令和4年度の地方財政への対応等についての意見

令和3年12月10日  
地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方財政の姿と令和4年度の地方財政への対応等について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

### はじめに

新型コロナウイルス感染症は令和3年夏に流行の第5波がそのピークを向かえ、8月20日には一日あたりの感染者数が全国で25,975人に達した。1964年以来の東京開催となったオリンピック・パラリンピックは1年の延期の後、原則無観客での開催という異例の展開となった。

他方で、当初は先進諸国と比べて遅れていた新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種は、地方自治体の尽力もあって、7月には1日概ね150万回もの接種が行われるなど、その後大幅に進み、12月3日時点で全体の77%が2回接種を終えた。足下の感染症の流行は比較的落ち着いている状況にあるが、新たな変異株の出現や第6波への警戒は依然として必要である。

この間、地方自治体は病床の確保やワクチン接種の促進をはじめとする感染症対応の最前線で、そのマンパワーを総動員し、我が国の感染症対応を支えてきた。

地方自治体は、これまでも、財政の健全性と自主性の確保を図りつつ、阪神・淡路大震災、東日本大震災をはじめとする数々の災害やバブル崩壊、リーマンショックといった経済危機に対応し、これを乗り越えてきた。

危機は必ずその内部に未来への希望を宿している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機を機に、行政分野のデジタル化の遅れや人口密度の高い大都市に集住して生活するリスクなどが顕在化した。こうした課題やリスクに対処することは、すなわち、人口減少や少子高齢化、激甚化・頻発化する災害への対応といった地方自治体が直面している課題解決の糸口にもつながるものである。

政府は、地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」を打ち出した。地方が抱える様々な課題を、デジタル技術を活用して乗り越えていくこと、これが未来への希望である。

未来への希望を叶えるためには、その地域のために懸命に活動する人々の存在が欠かせない。そうした人々を支え、地域に最も身近な行政サービスを提供するのが地方自治体である。そして、地方自治体が、地域に根ざす人々の活動をしっかりと支え、その地域の実情に応じて自らの発想で課題解決に取り組むためには、財政面での基盤が不可欠であり、そうした地方自治体の財政運営を保障するためには、必要な歳出総額及び一般財源総額が安定的に確保されなければならない。

これらを踏まえ、当審議会では、今後目指すべき地方財政の姿と令和4年度の地方財政への対応等についての意見を提出することとした。

なお、今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方と令和4年度地方税制改正等への対応については、令和3年11月16日の当審議会意見「令和4年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」のとおりである。

## 第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

### 1. 目指すべき地域の姿

どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、そして満足度を高めて幸せをもたらす。また、社会経済の変化にも対応した活力溢れる持続可能な地域社会。それが築いていかねばならない目指すべき地域の姿である。

我が国における住民への身近な行政サービス提供の担い手は、地方自治体である。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備など、住民に身近な行政サービスに関連する経費の多くは、地方自治体を通じて支出されている（資料1）。地方自治体には、こうした役割を引き続き適切に担っていくことが期待されている。

一方で、少子高齢化や人口減少の深刻化により、人口構造に大きな変化が見込まれる中、かねてからの首都圏に対する地方からの人口流入や経済活動の一極集中の大きな流れに伴い、一部の地方では医療・介護や移動手段の確保など、生活を支えるサービスの提供に課題が出てきている。新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中で、これらの課題への対応に加え、激甚化・頻発化する自然災害に備えるための防災・減災対策等、住民の生命と安全を守る地方自治体の役割はますます高まっている。

そのため、地方自治体においては、当面、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組みつつも、「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開を進めるとともに、「デジタル田園都市国家構想」の実現、防災インフラの整備をはじめとする防災・減災対策等に積極的に取り組むことが求められている。

地方自治体が、社会経済情勢の大きな変化に柔軟かつ的確に対応し、人々の生活に必要なサービスを安定的、持続的に提供していくことが、住民の生活を守り、住民が幸せに暮らすことができる持続可能な地域社会の実現につながる。

## 2. 目指すべき地方財政の姿

### (1) 持続可能な地方税財政基盤の構築

地方自治体が、医療、介護、子育て、教育、警察、消防、ごみ処理、社会資本整備等の住民生活に身近なサービスを安定的、持続的に提供した上で、それぞれの地域の実情に応じて、創意工夫を凝らしながら地域活性化のための取組を進めていくためには、持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、地方自治体が自らの判断で自由に使うことのできる地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保していく必要がある。

その際、まずは、地方税の充実確保と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである。その上でなお生じる税源の偏在に関しては、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮されることが必要である（資料2）。このため、地方交付税の総額を適切に確保すべきである。

### (2) 地方財政の健全化

持続可能な地方税財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成8年度以降、継続して巨額の財源不足が生じている（資料3）。また、近年における地方の債務残高は約200兆円規模で高止まりしている。その中でも、臨時財政対策債の残高は、平成13年度の制度創設以降、右肩上がりに増加し、平成30年度末には約54兆円に至った。令和元年度に初めて年度末残高が減少し、令和2年度も引き続き減少したものの、令和3年度は、当初予算において新型コロナウイルス感染症の影響による地方税等の大幅な減収を見込んだ影響もあり、年度末残高は、約55兆円となる見込みである（資料4）。

令和3年度補正予算案（第1号）において、地方交付税法第6条第2項の規定により増額される令和3年度分の地方交付税の額のうち1兆5,000億円を地方自治体が臨時財政対策債を償還するための基金積立金として措置するとともに、8,500億円を交付税特別会計借入金の償還に充てることとしているが、これは、こうした状況を改善し、地方財政の健全化に資するものである。

地方財政の本来あるべき姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高によって圧迫されない状態であり、その増加額をできるだけ抑制するよう地方交付税総額を確保した上で、中長期的には、計画的に特例的な地方債への依存の改善と、債務残高の引下げに取り組んでいく必要がある。また、あわせて交付税特別会計借入金の着実な償還等に取り組むことが求められる。

地方自治体は、国とともにまずは新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す必要がある。その上で、感染症の終息後、人口減少・少子高齢化が進む長い将来を見据え、持続可能な地域社会を築いていくため、地方財政の健全化に不断に取り組み、地域社会を支える基盤を確かなものとしていかねばならない。このため、引き続き、国と基調を合わせて、歳入面においては、地域経済の活性化により地方税等の自主財源の増加に努めるとともに、歳出面においては、行政サービスの重点化・効率化に取り組んでいくことが重要である。

## 第二 新型コロナウイルス感染症への対応

### (1) 感染症対策の財政支援

新型コロナウイルス感染症への対応については、国民の生命と生活を守るため、国・地方の総力を挙げて速やかに対策を講じる必要があり、その現場を担う地方自治体が財源面での心配なく感染症対策に取り組むことができるよう、国において必要な財源を確保することが重要である。

このようなことから、感染症対策のための財源については、これまで新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など、ほとんどの事業を全額国費対応とする一方、地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとした財政支援が講じられてきたところである。

令和3年度補正予算案（第1号）においても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6.8兆円が追加計上されたが、引き続き、地方自治体が感染症への対応に躊躇なく取り組み、万全を期すことができるよう、それぞれの地域の実情も踏まえ、国は、必要に応じ財政支援をしっかりと行っていくべきである。

今後、令和3年11月12日の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」を踏まえ、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、検査の環境整備等について国と地方の十分な連携・協力の下にしっかりと進めていくことが重要である。中でも、12月から追加接種が開始されるワクチン接種に関しては、接種の前倒しも見据え、引き続き、接種の実務を担う市町村やそれを支援する都道府県の実情を十分に踏まえ、円滑な接種を支援するとともに、そのために必要な経費については、広く国が全額負担する必要がある。

## **（２）保健所の体制強化**

新型コロナウイルス感染症への対応において、保健所は、保健師等の専門職を中心に、住民からの相談対応や積極的疫学調査等の重要な役割を果たしている一方、大きな業務負荷が発生している。

こうした状況を踏まえ、各地方自治体における全庁的な応援体制の整備や、地方自治体間での専門職の応援派遣等の取組が進められている。国においては感染症危機などの健康危機に迅速・的確に対応するための抜本的体制強化策を取りまとめることとしており、その動向に十分留意しつつ、保健所が危機に際してその役割を十分に発揮するため、感染症の拡大時に円滑に業務移行ができるよう平時から準備を整えておくことが求められる。このため、新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、保健所が今後果たすべき感染症対策の機能に応じて恒常的な人員体制を強化するため、引き続き、適切に財政措置を講じるべきである。

## **（３）公営企業の資金繰りへの対応**

令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の料金収入が減少した場合、そうした減収による資金不足については、「特別減収対策企業債」を発行できることとした。令和４年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により料金収入が減少する公営企業の資金繰りに配慮する必要がある。

### 第三 令和4年度の地方財政への対応

#### 1. 地方一般財源総額の確保等

##### (1) 一般財源総額の確保

###### ① 地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保

地方自治体が行政サービスを安定的に提供していくためには、国の制度に基づく社会保障関係費をはじめ、少子高齢化・人口減少への対応など増大する行政需要に対して、必要な歳出を適切に地方財政計画に計上することが必要である。

特に、地方自治体が、新型コロナウイルス感染症への対応に取り組みつつ、「デジタル田園都市国家構想」やグリーン社会の実現、防災・減災対策、国土強靱化等を推進するための事業費とその財源は、確実に確保すべきである。

このため、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すべきであり、その際、社会保障関係費の増加をはじめ、前述の行政需要を適切に地方財政計画の歳出に計上し、必要な一般財源総額を確保することが不可欠である。

###### ② 地方の歳出構造

地方財政計画における近年の歳出の推移を見ると、国の制度に基づく社会保障関係費の増加を、給与関係経費や投資的経費（単独）の削減で吸収してきており、歳出総額は、ほぼ横ばいで推移してきた（資料5）。

しかしながら、給与関係経費、投資的経費ともに、ピーク時から大幅に減少しており、喫緊の課題への取組も求められる中、これまでと同様の対応を続けることは困難な状況となってきている。

### ③給与関係経費

地方公務員の数は、ピーク時の平成6年度の328万人と比較して、大幅に減少している。

地方自治体は、住民に身近な存在として、地域の実情に基づく社会保障などの対人サービスを担っており、これらのサービスを適切に提供するためには、一定のマンパワーの確保が重要である。このため、少子高齢化への対応や児童虐待の防止など社会的に支援が必要な人々へのきめ細かな対応、今般の新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえた保健所等の体制強化や「デジタル田園都市国家構想」、防災・減災、国土強靱化の推進等に取り組むための人材を確保する必要がある。

こうした地方公務員の実態や人材確保の必要性を踏まえ、給与関係経費に適切に反映していく必要がある。

### ⑤一般行政経費（単独）等

#### （一般行政経費）

一般行政経費（単独）は、警察・消防や小中学校の運営等、国が法令で実施を義務づけている事務事業に要する経費のほか、住民の安心・安全の確保等に資するきめ細かな単独事業の実施に要する経費として計上されている。少子高齢化や人口減少により地域社会に生じる様々な課題は地域によって千差万別であることから、その地域の課題に的確に対応するため、単独事業の重要性はますます高まっている。

また、一般行政経費（単独）は、それぞれの地方自治体が、地域の実情や住民のニーズを踏まえて効率的・効果的な事業を選択する等、各地方自治体の自主性・主体性に基づき実施されるものである。このため、国が個々の経費を特定して積み上げる方式ではなく、決算等の実態を踏まえつつ、枠として計上されているものである。現行の計上方法は今後も継続すべきである。

## ( 枠計上経費 )

一般行政経費（単独）等の枠計上経費について、事業の実績・成果を把握し、計上水準の必要性・適正性について検証すべきとの議論があるが、既に述べたとおり、一般行政経費（単独）等は、各地方自治体が、それぞれの地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に課題解決に取り組むためのものである。そのため、国が一義的にその実績や効果を判断するようなことは、地方自治体の自主性・主体性を損なうものであり、地方分権や地方創生の趣旨にも反する。

また、地方交付税が用途に制限のない一般財源であること等に鑑みれば、特定の経費についてではなく、枠計上経費である一般行政経費全体について、国として保障すべき水準の検討がなされるべきである。

## ( 2 ) 地方財政計画

### ① 地方財政計画の基本的役割等

我が国では、全国どこの地域に住む住民にも、医療・福祉、介護、教育、警察・消防、ごみ処理など、多岐にわたる行政サービスを、地方自治体を通じて提供しており、多くの行政分野において、国と地方の役割分担等を法令等により定め、地方自治体に支出を義務付けている。

法令により義務付けられた事務事業や、国の予算に計上された施策が着実に行われるとともに、地域住民の福祉を増進するための一定水準の行政活動が実施されるよう、地方単独事業も含め、行政サービスの担い手である地方自治体に対して財源を保障することは、国の責務である。

そのための具体的な仕組みが地方財政計画である。翌年度の標準的な水準における地方財政の歳入・歳出の見込額を計上し、その収支の状況を明らかにした上で、国としての財源対策を決定し、地方自治体の財源保障を行っている（資料6）。

このため、地方財政計画においては、標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出の総額を適切に見込むことが必要である。

## ②地方財政計画と決算の関係

地方財政計画に現実の財政運営の実態である決算の状況を反映させることは重要であるが、一方で、地方財政計画は、国が地方自治体の標準的な行政を保障するために作成する歳入・歳出総額の見込額であり、国の毎年度の予算に計上された施策と地方財政との調整を図った上で作成されるものであることから、決算額をそのまま基礎として計画を作成することは適当ではない。計画と決算は、ある程度の幅をもって考えられるべき関係にある。

## ③計画と決算の比較

地方財政計画と決算との比較については、これまでも総務省において、両者が比較可能となるよう所要の調整を行った上で公表が行われている。それによれば、近年は、決算額が計画額を1～2兆円程度上回っている。

また、国は、これまでも一般行政経費（単独）に相当する地方単独事業（ソフト分）に係る決算情報の「見える化」の取組を進めている。今後とも、更なる決算情報の詳細な把握・分析と「見える化」の取組を推進していくことが重要である。

また、計画と決算との関係上、決算に基づき後年度に精算を行う制度とはされていない。そもそも地方財政は、国のように単一の財政主体ではなく、規模、内容ともに異なる1,788の自主的な財政の集合体である。地方自治体ごとに、その置かれている経済的、社会的諸条件は様々異なっており、年度ごとの歳出の状況も地方自治体ごとに異なることから、年度間の調整については、各地方自治体がそれぞれの財政の実態に応じて自主的に行うべきものである。

さらに、地方税収が計画額よりも決算で上振れした場合に、後年度の地方財政計画において精算を求める議論があるが、地方税収等の決算額と計画額の乖離は、各年度において過大・過少様々であるものの、中長期的には過大・過少は概ね相殺されている（資料7）。

地方税収が計画を上回った場合であっても、個々の地方自治体における税収の状況は様々である。このため、年度間調整については、個々の地方自治体がそれぞれの財政の実態に応じて、自主的に行うことが適当である。

### （3）地方交付税

#### ①地方交付税の役割

我が国の地方交付税制度は、全国どのような地域に住んでいても標準的な行政サービスを受けられるようにするために、サービスの担い手である地方自治体に対して必要な財源を保障する財源保障機能と同時に、自治体間の財政力格差を調整する財源調整機能を有している（資料8）。

このように地方交付税制度は、地域間で税源が偏在している中、住民の生活を支える行政サービスを地方自治体が提供する上で、極めて重要な役割を果たしており、我が国の行政の基盤となる制度である。

#### ②地方交付税の総額の確保

近年、地方財政には巨額の財源不足が生じ、平成8年度以降、地方交付税法第6条の3第2項の規定（毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が、引き続き各地方自治体の財源不足額の合算額と比べ著しく不足する場合）に該当する状況が続いている。地方が標準的な行政サービスを行うための財源を保障するため、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は法定率の変更により、その全額について国が対処することが望ましいが、国の財政状況を踏まえ、いわば次善の策として、国と地方の折半により対処してきている（資料9）。

従来、地方の財源不足に対しては、交付税及び譲与税配付金特別会計（交付税特別会計）における借入金により対応し、その償還金を国と地方で折半して負担してきたが、平成 13 年度からは、国と地方の責任の明確化・借入れの透明化の観点から、国の特例加算及び地方の臨時財政対策債の発行により対処してきている。以来、臨時財政対策債の発行残高が増加し、令和 3 年度末の臨時財政対策債の残高は 55 兆円となり、地方財政の健全化の観点から課題となっている。

臨時財政対策債はあくまで特例的なものであることや、その発行額が多額となっていることを踏まえれば、国も厳しい財政状況にあるが、地方交付税の法定率の見直し等により地方交付税総額を安定的に確保し、臨時財政対策債の発行額をできる限り抑制するべきである。

また、地方交付税の原資である国税 4 税の法定率分は、本来地方の税収とすべきものを国が代わって徴収するもので、「間接課徴形態の地方税」と考えるべきものである。地方の固有財源としての性格をより明確にするため、国税 4 税の法定率分を、地方法人税と同様に、国の一般会計を通さず、交付税特別会計に直接繰り入れることとすべきである。

## 2. 「デジタル田園都市国家構想」の実現

国においては、11月にデジタル田園都市国家構想実現会議が発足し、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、都市と地方の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、構想の具体化を図るとともに、デジタル実装を通じた地方活性化を推進することとしている。

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方からデジタルの実装が推進されることにより、高齢化や過疎化などの地域社会が抱える様々な課題の解決につながることへの期待は大きい。

### (1) 地域におけるデジタル社会の推進

光ファイバの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入等、情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会全体のデジタル化を進める必要がある。そのため、地方自治体による地域デジタル社会形成に向けた取組を推進すべきである。

また、地方自治体においてデジタル化を大きく進めていくためには、専門人材の確保が重要な課題となっている。専門人材が不足する地方自治体においても、引き続き外部人材を活用することにより、デジタル化を加速することができるような取組を進めるべきである。

令和3年度の地方財政計画では、新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費」が計上されたところであるが、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に進めるため、令和4年度においても、必要な財源を引き続き確保すべきである。

あわせて、多くの住民が、デジタル社会の恩恵を実感できるよう、国は、地域デジタル社会の形成に向けた取組事例を示すなど、地方自治体による取組を引き続き積極的に後押ししていくべきである。

## （２）地方自治体の DX の推進・マイナンバーカードの普及

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた行政のデジタル化の基盤整備のためには、住民に身近な行政を担う地方自治体の DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が重要であり、住民の利便性向上に資する情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化などの各施策を着実に実施していくことが必要である。

情報システムの標準化・共通化の取組については、財源面を含め国が主導的な支援を行うこととされており、国が整備するガバメントクラウド上に構築される標準準拠システムへの移行に要する経費については、国の責任において全額国費により措置するとともに、これらの標準化・共通化に伴う情報システムの運用経費等の減少額については、地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方自治体の意見も踏まえながら、地方財政計画において適切な措置を講じるべきである。

また、対面に加え、オンラインでも安全・確実な本人確認ができるマイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるものであり、行政手続のオンライン化による住民の利便性の向上と行政の効率化を推進する観点からも重要である。令和 3 年 10 月から健康保険証利用の本格運用が開始するなど、今後も更なる利便性向上が図られる予定であり、令和 4 年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、一層の普及に向けた取組を進める必要がある。

### 3. 地方創生の推進

#### (1) まち・ひと・しごと創生の推進

少子化に歯止めをかけ、地域の人口減少がもたらす諸課題を克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す地方創生は、我が国の重要課題の一つである。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を目指した取組が進められているが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、地方への移住や就業に対する関心が高まっている。地方自治体は、この機を捉まえ、地方への人の流れを創出する取組を推進していくべきである。

地方自治体が自主性・主体性を発揮しつつ地方創生に取り組めるようにするため、平成27年度の地方財政計画から、「まち・ひと・しごと創生事業費」が毎年度1兆円計上されており、令和4年度も、地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮して取組を進められるよう、まち・ひと・しごと創生のための財源を適切に確保すべきである。

#### (2) 地方への人の流れの創出

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、都市部では密な都市生活を回避する新たな価値観が芽生えている。この機を捉まえ、引き続き、地方回帰を実現すべく、意欲的な取組を進めようとする地方自治体を支援すべきである。

具体的には、令和2年度末時点で5,560人である「地域おこし協力隊」について、令和6年度に8,000人に隊員を増やす目標に向けてさらに取組を強化するとともに、地域活性化に向け、専門的知識やノウハウを有する外部人材を活用する仕組みを充実させることが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により活動が制約されている地域おこし協力隊員に対して、任期の延長など活動を円滑に進めるための特例措置を講じる必要がある。

同様の観点から、大学卒業後の若者の地方定着を促進するために創設された、奨学金を活用した大学生の地方定着の取組に対する支援措置については、活用する地方自治体が増加傾向にある一方、依然として多くの若者が進学や就職の機会を捉えて東京圏に集まってきていると考えられる状況であるため、更なる活用が図られるよう、適切な見直しを講じた上で、積極的にその周知を図るべきである。

#### 4. グリーン社会の実現

世界各地で異常気象が発生する中で、脱炭素化は待ったなしの課題であり、同時に、気候変動への対応は、経済成長の原動力になることから、令和3年10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画において、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%の削減を目指すこととしている。

この政府目標の達成のため、地球温暖化対策計画において、地方自治体は、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、太陽光発電の最大限の導入、計画的な省エネルギー改修の実施等について、率先的な取組を実施することとされた。こうしたことから、それぞれの分野を所管する関係省庁が連携して、優良な取組事例を収集・共有するなど地方自治体の取組を促すとともに、適切な財政措置を講じるべきである。

## 5. 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化の推進

### (1) 防災・減災対策の推進

近年、東日本大震災や熊本地震といった地震や梅雨前線・台風による豪雨、暴風など、自然災害が激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震や首都直下地震、大規模水害等への備えの必要性が喧伝される中で、住民の安心・安全を守る地方自治体の役割はますます高まっております。今後、様々な自然災害に備えるための防災・減災対策に、これまで以上に積極的に取り組んで行くことが求められている。

こうした中で、現在、本年度から令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に取り組んでいるところであり、本対策に基づき行われる事業に係る地方負担については、引き続き、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」等により適切に財政措置を講じるべきである。

また、地方自治体が、本対策と連携しつつ、地方単独事業による取組を推進できるよう、引き続き、「緊急防災・減災事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」等により適切に財政措置を講じるべきである。

さらに、近年の災害の激甚化・頻発化等により、人命に直結する発災時の応急対策がより重要となっていることから、消防・防災力の一層の強化を図るために必要な設備等を「緊急防災・減災事業債」の対象事業に加え、財政措置を拡充するとともに、消防団の処遇改善に取り組むなどその体制強化を図るべきである。

## (2) 公共施設等の適正管理

過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎えるが、国土強靱化の観点からも、公共施設等の老朽化に適切に対応していく必要がある。地方財政が極めて厳しい状況にある中で、必要な対策を着実に実施するためには、各地方自治体が、財政マネジメント強化の観点から、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。

現在、ほとんどの地方自治体において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理のための公共施設等総合管理計画の策定が完了している。地方自治体においては、策定済みの個別施設計画等の内容を踏まえ、公共施設等総合管理計画の見直しを行うこととされていることから、国としても、地方自治体に対してこれを促すとともに、地方自治体と同計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に実行するため、適切に支援する必要がある。

地方自治体の公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられた公共施設等適正管理推進事業債については、令和3年度が措置年限とされているが、活用実績は年々増加している。公共施設等の更新時期が集中する中、今後も地方自治体が公共施設等の適正な管理に取り組むことができるよう、同事業債の期間を延長すべきである。さらに、同事業債の活用策や取組事例等の周知を行うなど、広く地方自治体の取組を後押しすべきである。

## 6. 社会保障制度改革

医療、介護、子育て等の社会保障施策の多くは、住民に身近な地方自治体により実施されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。今般、経済財政運営と改革の基本方針 2021 において、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、医療、介護、年金、少子化対策を始めとする社会保障全般の総合的な検討を進める」こととされたことを踏まえ、令和 3 年 11 月に全世代型社会保障構築会議が開催されたところであり、今後、公的価格の在り方を含め、社会保障全般の総合的な検討が進められることとなるが、引き続き、国と地方が互いに協力しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。

公的価格の在り方については、成長と分配の好循環を実現するため、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す」とされるとともに、処遇改善に係る措置を「来年 2 月から前倒しで実施する」こととされた。

公的価格の見直しの実施にあたっては、施策の実施に重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえ、検討を進めるべきである。また、処遇改善に係る措置を円滑に実施できるよう、必要な財源を確保することが重要である。

2025 年を目指した地域医療構想の実現に向けては、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革も含め三位一体で推進することが重要である。今後、各都道府県において第 8 次医療計画（令和 6 年度～令和 11 年度）の策定作業が令和 5 年度までかけて進められるが、医療法の改正により新興感染症等への対応に関する事項が医療計画へ位置づけられることなども踏まえ、引き続き国と地方が感染症への対応の視点も含めた持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた取組を進める必要がある。

また、国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる制度となり、財政支援の拡充が行われたことを踏まえ、各地方自治体は、決算補填を目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けて取組を推進することが適当である。

## 7. 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしており、新型コロナウイルス感染症への対応においては、その重要性が改めて認識されている。

一方、公立病院は、現行の「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえ、新公立病院改革プランを策定し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化や再編・ネットワーク化などの様々な経営改革に取り組んできたが、依然として、医師不足等による厳しい経営状況が続いている。

同プランの標準対象期間は令和2年度までであり、多くの公立病院で後継のプランが策定されていない上、人口減少に伴う医療人材の不足、医療従事者の働き方改革といった、新たな課題への対応も必要となっている。

そのため、地域医療構想と整合性を図りつつ、持続可能な医療提供体制を確保するため、機能分化・連携強化、医師・看護師等の確保などの公立病院の経営強化に関する新たなガイドラインを策定し、各地方公共団体に次期プランの策定を要請するとともに、次期プランにおける経営強化に係る取組を支援するため、所要の財政措置を講じるべきである。

## 8. 東日本大震災からの復興

東日本大震災から10年が経ち、復旧・復興事業の進展が見られるが、特に被害の大きかった被災団体においては、未だ復旧・復興に多額な事業費が生じている。令和2年度までの「復興・創生期間」後の取組として、政府としては、令和3年度から令和7年度までを「第2期復興・創生期間」と位置づけ、被災地の復旧・復興のための施策・事業を円滑に実施し、加速化を図ることとしている。

住民とともに復旧・復興に取り組む被災自治体の財政運営に支障が生じないように、復興推進会議の決定に基づき、所要の事業費及び財源について、通常収支とは別枠で確実に確保し、復旧・復興事業が着実に実施される必要がある。

## 9. 地方財政の健全化に資する取組等

### (1) 財政マネジメントの強化

地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化することは、地方財政の健全化につながる。地域において真に必要な行政サービスの効率的・効果的な提供手法を住民が選択できるように、国が環境を整備しつつ、各地方自治体が、中長期的な視点に立って、歳出の効率化等に取り組んでいくことが求められる。

#### ① 地方財政の「見える化」

地方自治体が住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、決算情報等の「見える化」を図る必要がある。

地方自治体においては、財政状況資料集の活用等により、財政状況等の公表を進めているが、引き続き、地方公会計の整備に伴い把握した財務書類等のデータも活用しながら、住民等への情報開示を進める必要が

ある。また、国においても、地方自治体の理解を得ながら、引き続き決算情報等の「見える化」を進めることが重要である。

地方公会計については、毎年度、各地方自治体において、決算年度の翌年度までに財務書類等の作成・更新を行い、分かりやすく公表するとともに、経年・自治体間の比較や指標による分析等により、資産管理や予算編成等に活用されることが重要である。国においては、地方自治体における財政マネジメントが強化されるよう、引き続き、財務書類等から得られる情報を公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活かした事例の収集、公表を行うとともに、研修等の機会を通じた周知や、地方公会計に関する専門家の派遣等により、地方公会計の更なる活用を促していくべきである。

また、地方自治体の基金については、各地方自治体において、議会、住民等に対して説明責任をより適切に果たしていくことが重要である。財政状況資料集において、基金に関する項目として、基金の考え方、増減の理由、今後の方針等について公表しているところであり、引き続き、こうした「見える化」の取組を進めていくべきである。

## ②公営企業等の経営改革

### i) 経営戦略に基づく経営改革の推進

公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により一層厳しさを増しつつある中でも（資料10）、将来にわたり役割を果たしていくためには、人口減少や更新投資の増大による影響を反映した中長期の経営見通しを立てた上で、事業のあり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。

このため、各公営企業は、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定・公表した上でそれに基づく計画的な企業運営を行うとともに、策定済みの経営戦略について、取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価・検証の上、質を高める改定を行いながら、不断の経営改革に取り組

む必要がある。

また、経営基盤の強化を図る具体的な取組として、広域化や民間活用をはじめとする抜本的な改革を一体として推進するとともに、計画的な料金水準の適正化が重要である。

なお、公営企業会計に対する他会計からの繰入金については、各地方自治体において、国が定める繰出基準のほか、地理的・自然的条件や地域振興の必要性など、それぞれの地域の実情を踏まえて実施されている。

各公営企業においては、経営に関する状況を明らかにしていく中で、議会や住民へ適切な説明を行い、合意形成を図りながら、持続可能な経営の確保に取り組んでいくことが求められる。

## ii) 公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進

各公営企業がこれらの取組をよりの確に進めるため、国は、抜本的な改革等の取組状況の把握・公表や公営企業会計の適用拡大により、経営状況等の「見える化」を推進すべきである。

このうち、公営企業会計の適用については、経営・資産の状況を正確に把握し、経営基盤の強化等を図るために重要な取組である。政府においては、令和5年度までを拡大集中取組期間として、人口3万人未満の自治体も含め、公営企業会計適用の取組を推進してきたところ、重点事業（下水道、簡易水道事業）については、当該取組に着実な進捗が見られる。引き続き公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、国や都道府県による支援を行っていくべきである。

### iii) 水道・下水道事業における広域化等の推進

大規模な投資を必要とするライフラインである水道・下水道事業については、中長期的な視点に立った適切なストックマネジメントに基づく計画的な更新投資を進めるほか、経営基盤の強化・経営効率化等に資する広域化、PPP/PFI を含む更なる民間活用を推進すべきである。

特に、広域化については、水道・下水道事業ともに、広域的な地方自治体である都道府県が広域化の推進に係る計画を令和4年度末までに策定することとされており、同計画に施設の統廃合、デジタル化の推進に関する事項等を盛り込み、具体的な取組を計画的に進めていく必要がある。

また、国は地方自治体における先進的な取組の周知や広域化の推進に係る財政措置等により、施設の統廃合をはじめとした広域化の実現に向けた各地方自治体の取組を引き続き支援すべきである。特に、地方自治体における計画策定に向けた検討状況や統合に要する経費の実態を踏まえ、同一下水道事業内の処理区の統合や公共下水道・集落排水の流域下水道への統合に係る財政措置を拡充するなど支援を強化すべきである。

### iv) 第三セクター等の経営健全化の推進

第三セクター及び地方公社については、これまで事業継続の是非を含む経営健全化の取組が継続的に行われており、一定の成果が現れている。他方、財政的リスクが高い第三セクター及び地方公社がなお存在していることから、これらと関係を有する地方自治体においては、各自治体の定める経営健全化の方針を踏まえ、一層の経営健全化の取組を進めるべきである。

### ③地方自治体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援

人口減少や公共施設等の老朽化が進む中、地方自治体においては、公共施設等の適正管理や発生主義会計の適用による「見える化」の推進に加え、水道・下水道事業の持続的な経営を確保する観点から広域化等の推進や、持続的な地域医療提供体制を確保するための公立病院の経営強化の必要性も高まっている。

しかしながら、人材不足等のため、こうした分野の知識やノウハウが不足し、公共施設等の適正管理、地方公会計の整備、公営企業会計の適用、水道・下水道事業の広域化及び公立病院の経営強化等の取組が遅れている地方自治体もある。

こうした地方自治体に当該分野の専門的な知識・ノウハウを提供し、経営・財務マネジメントを強化するため、新たな経営課題への対応を含め、地方自治体へのアドバイザー派遣による支援を引き続き行っていくべきである。

#### (2) 多様な広域連携の推進

2040年頃にかけて顕在化する人口構造等の変化やリスクに的確に対応して、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、地方自治体が、それぞれの地域における行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通しである「地域の未来予測」を活用し、定住自立圏・連携中枢都市圏や相互補完的・双務的な役割分担に基づく連携、都道府県による補完・支援など多様な手法の中から、地域の実情に応じて最も適したものを選択できることが重要である。

今後、定住自立圏や連携中枢都市圏の取組を引き続き推進するとともに、それ以外の地域においても、「地域の未来予測」を踏まえた広域連携を進めるため、共同での「地域の未来予測」の作成や、施設の共同利用等に向けた取組に対して、適切な財政措置を講じるべきである。

### **(3) 地方債資金の確保**

地方債資金については、地方自治体が地域の活性化等に積極的に取り組むことができるよう、長期・低利の資金を提供するため、所要の公的資金を確保すべきである。

特に、臨時財政対策債については、本来、地方交付税の法定率の引上げで対応すべき地方の財源不足を補うための制度として創設されたものである。臨時財政対策債の資金調達に当たっては、その規模や地方自治体からの要望、特に資金調達能力の低い市町村への対応等を踏まえつつ、地方の財源保障の観点から、国が責任を持って一定の資金を確保する必要がある。

また、地方共同の資金調達機関である地方公共団体金融機構は、安定的な経営の下で財務基盤の充実に努めるとともに、地方自治体の政策ニーズ等に重点的かつ的確に対応し、長期・低利の資金供給を適切に行うための貸付規模を確保すべきである。

### **(4) 宝くじの活性化による地方財源の確保**

宝くじの収益金は地方自治体の貴重な自主財源として、様々な公益事業に活用されている。しかし、近年、宝くじの売上は減少傾向にあり、今後も、人口減少等により、宝くじを取り巻く環境が一層厳しくなることが想定される。

こうした中で、宝くじの売上げ回復を図っていくためには、デジタル化やポストコロナにおける生活様式といった社会経済情勢の変化に的確に対応していくことが重要であり、宝くじの活性化に向け、幅広い視点で議論・検討を行い、取組を進めていくべきである。

## おわりに

日本の豊かさの1つは、北から南までその地域の気候風土にあわせて、独自の文化を育んできたことによる地域の多様性にある。その地に根ざした祭事や食文化はその象徴である。こうした地域の多様性を次の世代に受け継ぎ、持続可能な地域社会を築いていくことは、現代に生きる我々の責務である。

しかしながら、少子高齢化による人口減少や東京一極集中は、地域社会の活力を少しずつ、だが確実に奪ってきた。東日本大震災をはじめ激甚化・頻発化する災害がこれに拍車をかける中で、新型コロナウイルス感染症という異次元の危機が地域社会に押し寄せてきた。

このような危機を地域社会が乗り越え、次の世代へとつなげていくためには、住民に身近な行政サービスを提供し、地域で暮らし、活動する人々を支える地方自治体の自主的・自立的な取組が不可欠である。

全国1,788の地方自治体が、一律の行政サービスを提供できることに加え、自主性・自立性をもってその創意工夫を発揮するためには、そのために必要な財源が保障されていることが重要である。繰り返しになるが、地方税をはじめ地方交付税を含む一般財源総額が適切に確保されなければならない。

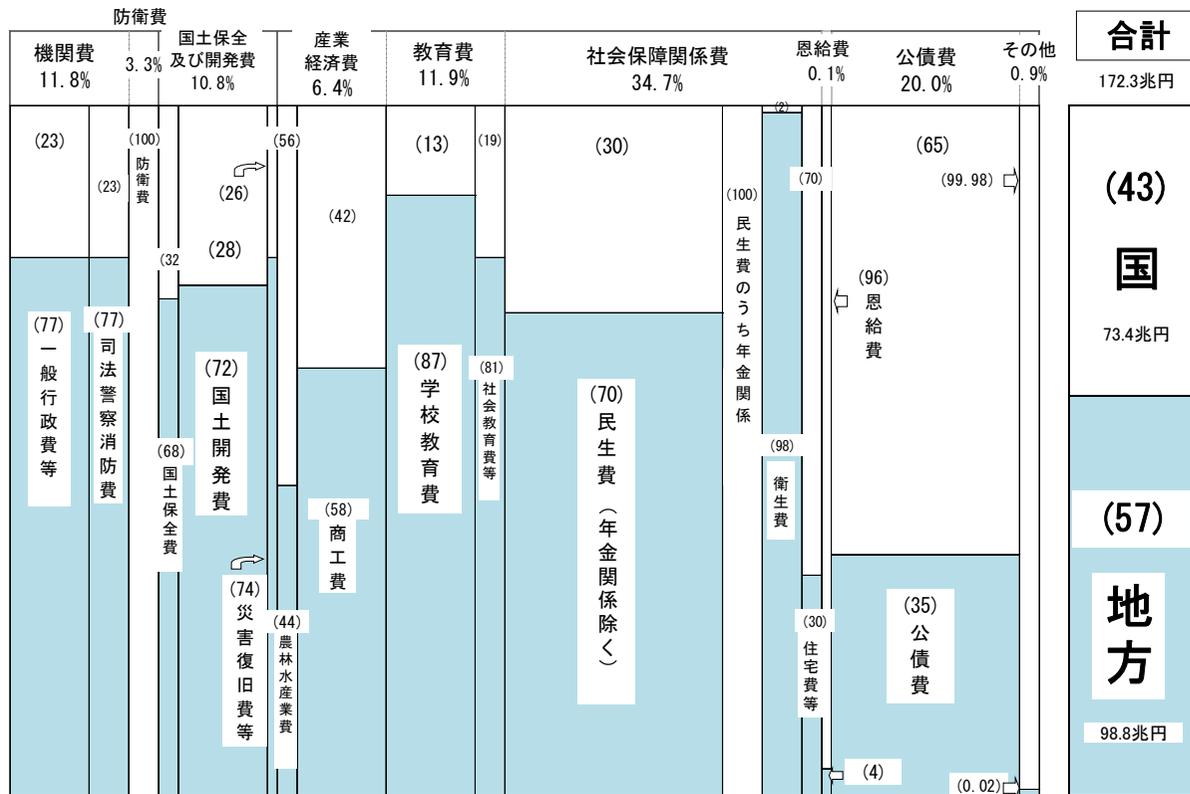
また、地方自治体には、目下、国とともに新型コロナウイルス感染症対応に万全を期すことが求められる。他方で地方自治体は、感染症が終息し、日常を取り戻した更にその先の、人口減少や少子高齢化という将来を見据えねばならない。そして、長期的な視点で、財源の確保に努めるとともに、デジタル化をはじめとする行政の効率化等を通じた財政健全化の取組を進め、持続可能な地域社会の基盤を確かなものとしていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症という危機は、我々が生きる社会に急速な変化をもたらしている。国と地方が連携してこの危機を乗り越えつつ、人口減少や少子高齢化という大きな変革の中で、我が国の豊かさを守り、より確実なものとしていくという未来への希望がかなわんことを期待してやまない。

# 地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方公共団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

○ 国と地方の役割分担（令和元年度決算）  
 <歳出決算・最終支出ベース>

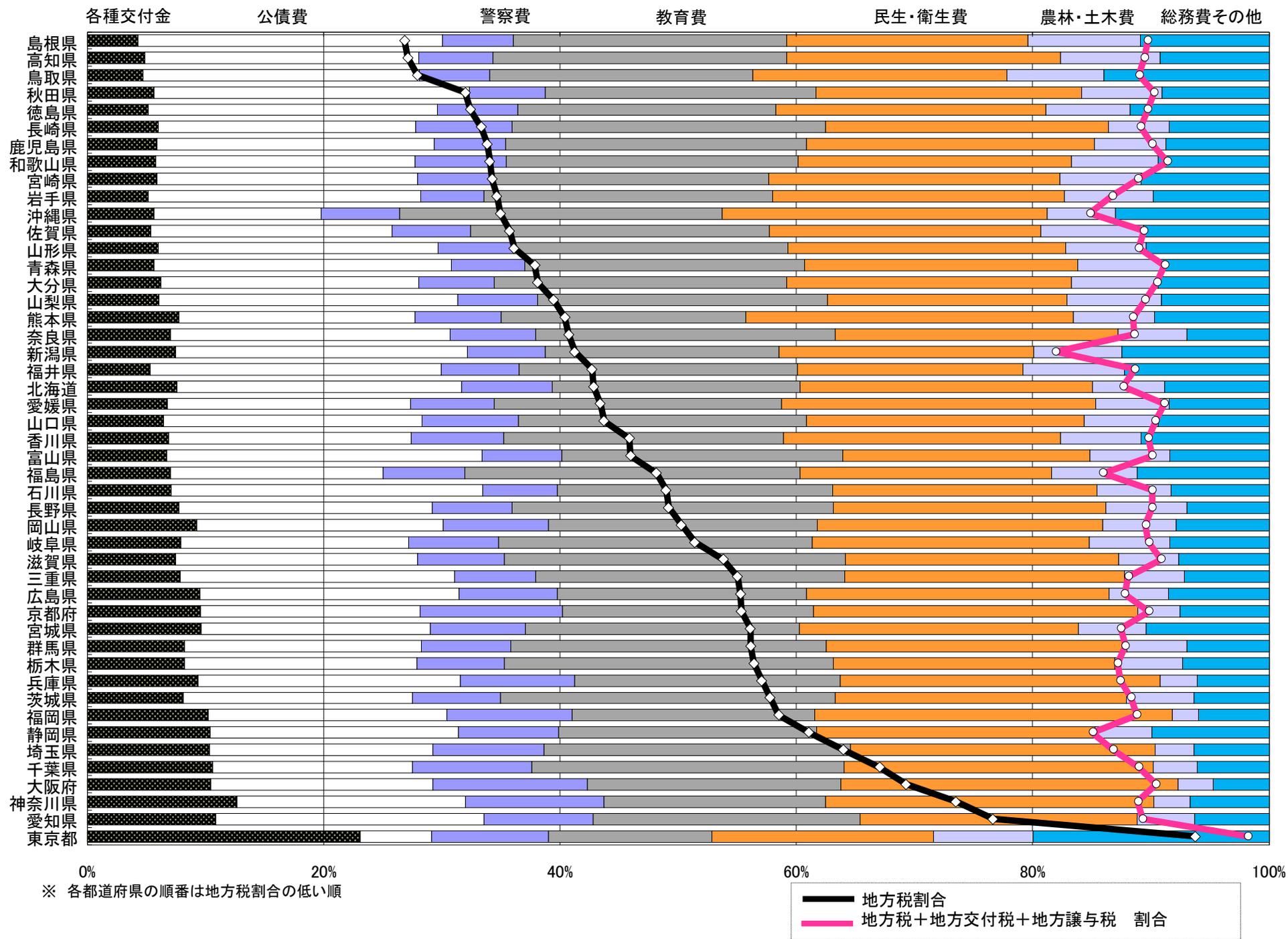


国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
都道府県	○国道（国管理以外） ○都道府県道 ○一級河川（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
市町村	○都市計画等（用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市）	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

（注）（ ）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合  
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

# 地方交付税による財源保障・財源調整の状況(令和元年度決算(復旧・復興、全国防災除く)) 資料2

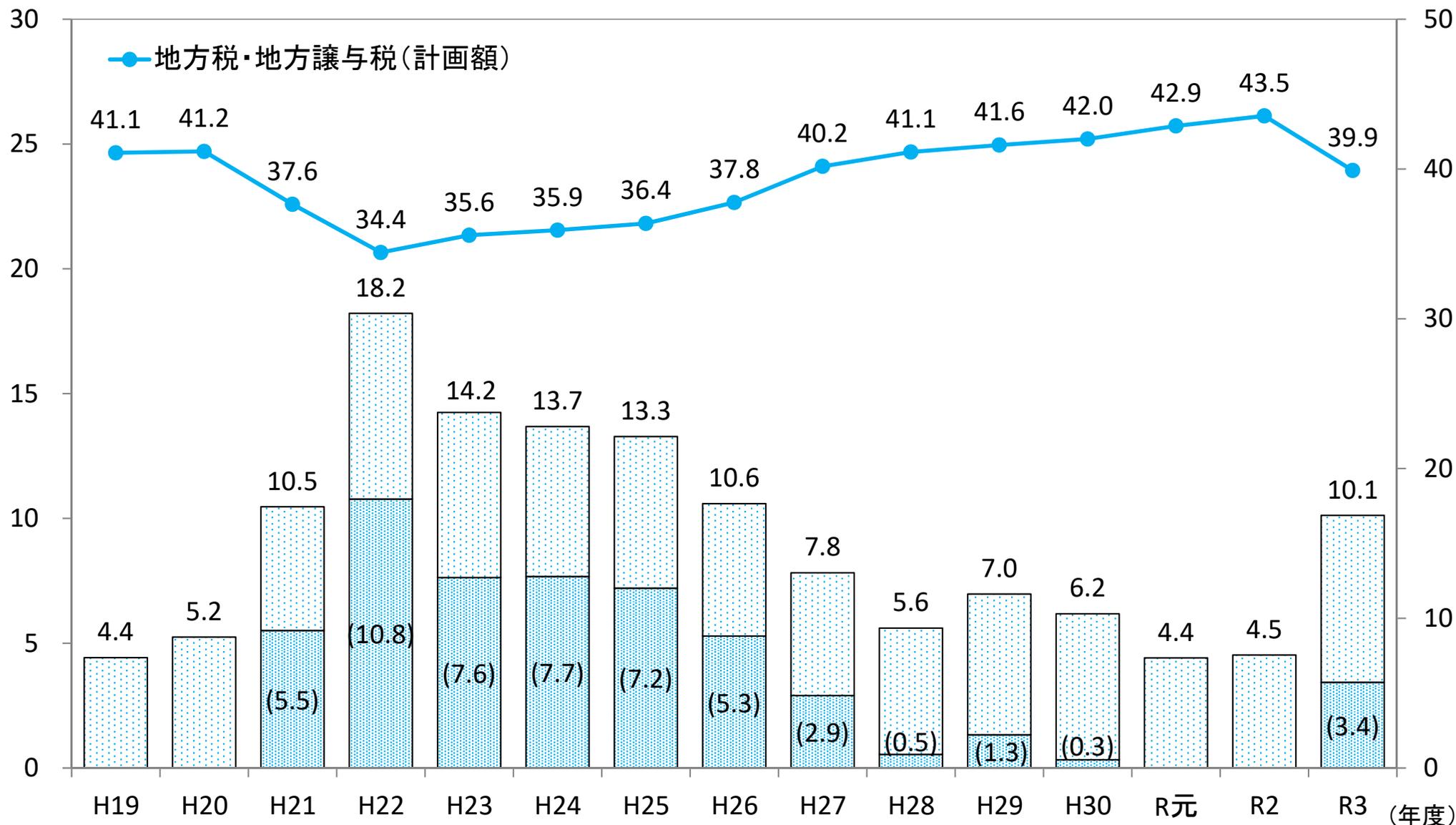


# 地方の財源不足額と地方税収

資料3

(財源不足額 兆円)

(地方税・地方譲与税 兆円)

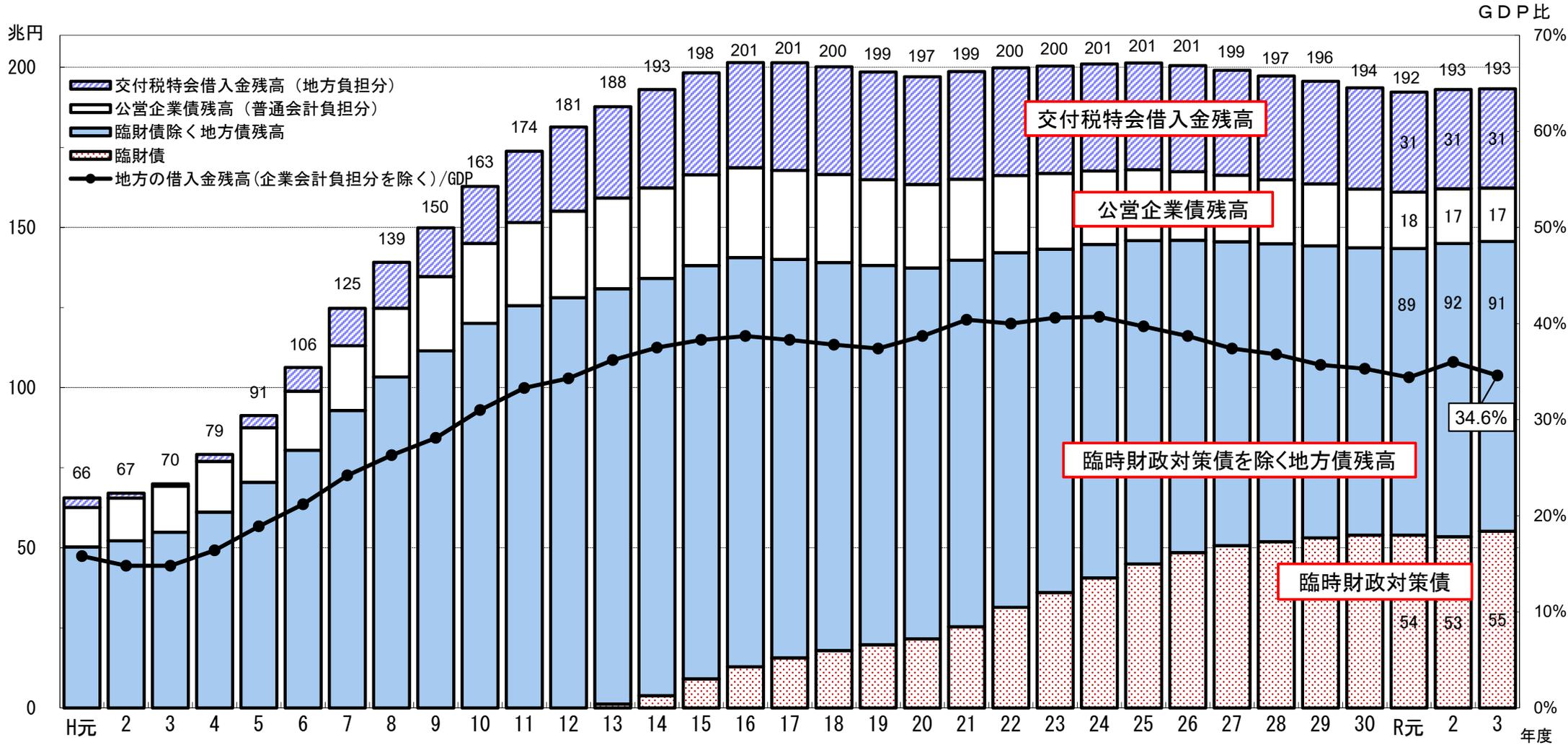


※ ( )は折半対象財源不足額

※ 令和3年度の地方税・地方譲与税は、令和2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

# 地方財政の借入金残高の状況

資料4



※1 地方の借入金残高は、令和元年度までは決算ベース、令和2年度・令和3年度は地方財政計画等に基づく見込み。

※2 GDPは、令和元年度までは実績値、令和2年度は実績見込み、令和3年度は政府見通しによる。

※3 表示未满是四捨五入をしている。

## (参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22	22	21	21

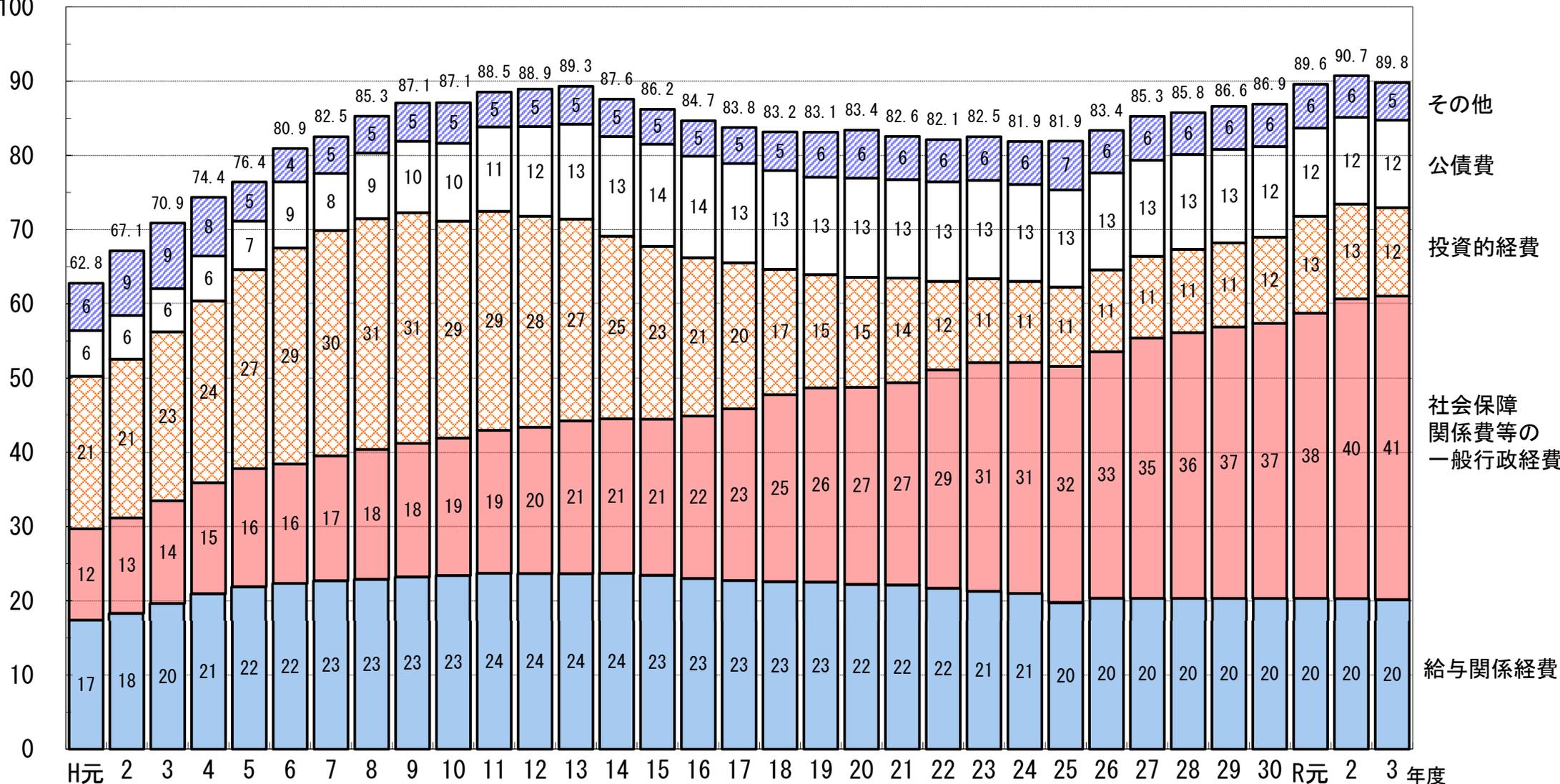
# 地方財政計画の歳出の推移

資料5

- 社会保障関係費（一般行政経費に計上）は高齢化の進行等により増加。
- 投資的経費は減少傾向にあったが、近年は、防災・減災、国土強靱化関連事業の増等により増加傾向。
- 給与関係経費は減少傾向にあったが、保健所の恒常的な人員体制強化のための保健師の増や児童虐待防止対策のための児童福祉司の増等により横ばい。

(兆円)

100



## 地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

**第七条** 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
  - ロ 使用料及び手数料
  - ハ 起債額
  - ニ 国庫支出金
  - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
  - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
  - ハ 地方債の利子及び元金償還金

## 【地方財政計画の役割】

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
  - 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

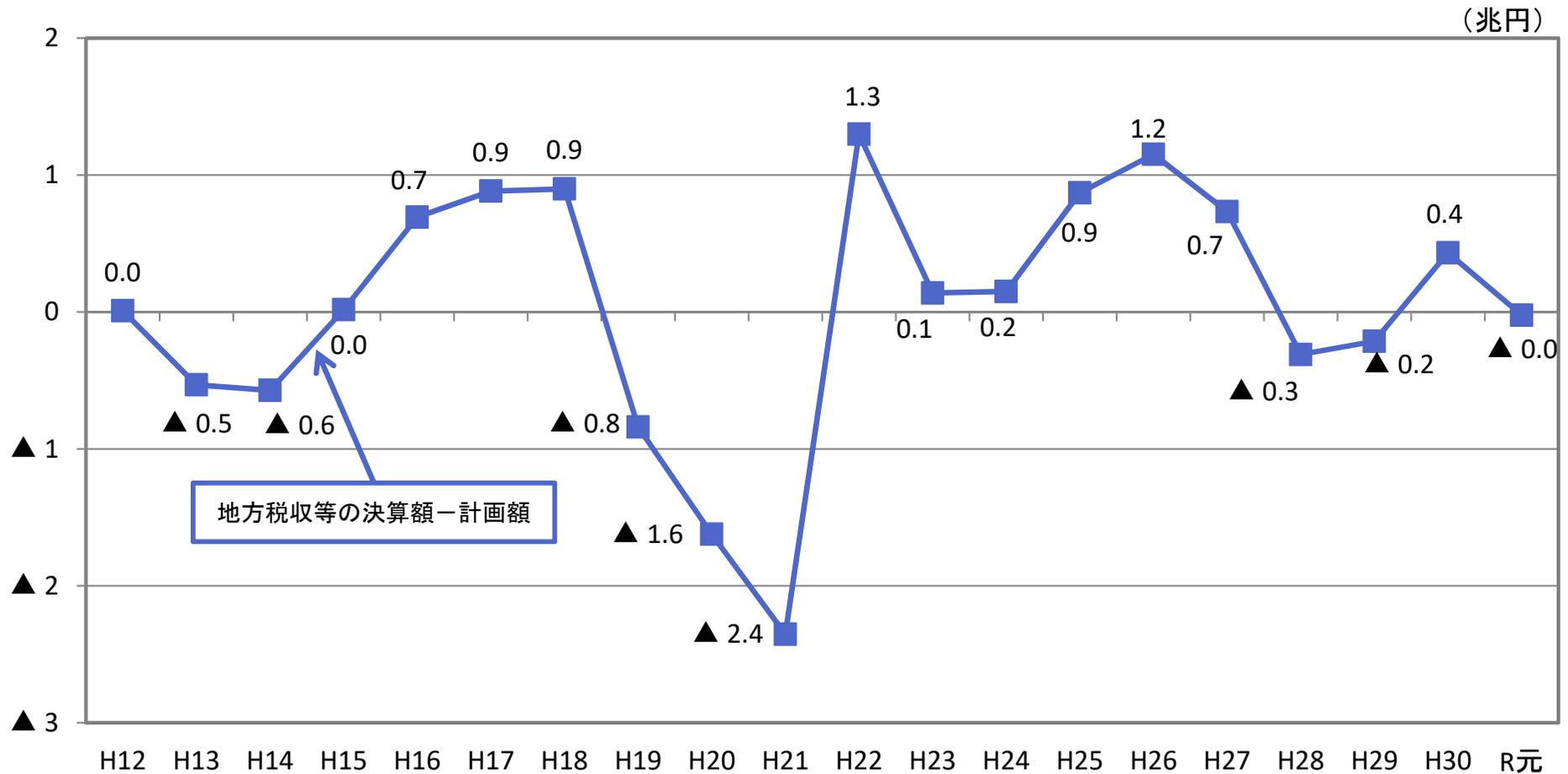
したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

○歳入：超過課税、法定外普通税、法定外目的税

○歳出：国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

# 地方税及び地方譲与税(決算一計画)の推移

- 各年度における地方税収等の決算額と地方財政計画の乖離は過大・過小様々であるが、中長期的には過大・過小は概ね相殺。



地方税収等の決算額 一計画額	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	H12 ┆ R元計
	0.0	▲0.5	▲0.6	0.0	0.7	0.9	0.9	▲0.8	▲1.6	▲2.4	1.3	0.1	0.2	0.9	1.2	0.7	▲0.3	▲0.2	0.4	▲0.0	0.8

# 地方交付税とは

資料8

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている  
地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

**性 格**：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

**総 額**：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

**種 類**：普通交付税＝交付税総額の94%  
特別交付税＝交付税総額の6%

**交付時期**：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。

特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付

ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

地方交付税法(昭和25年法律第211号) (抄)

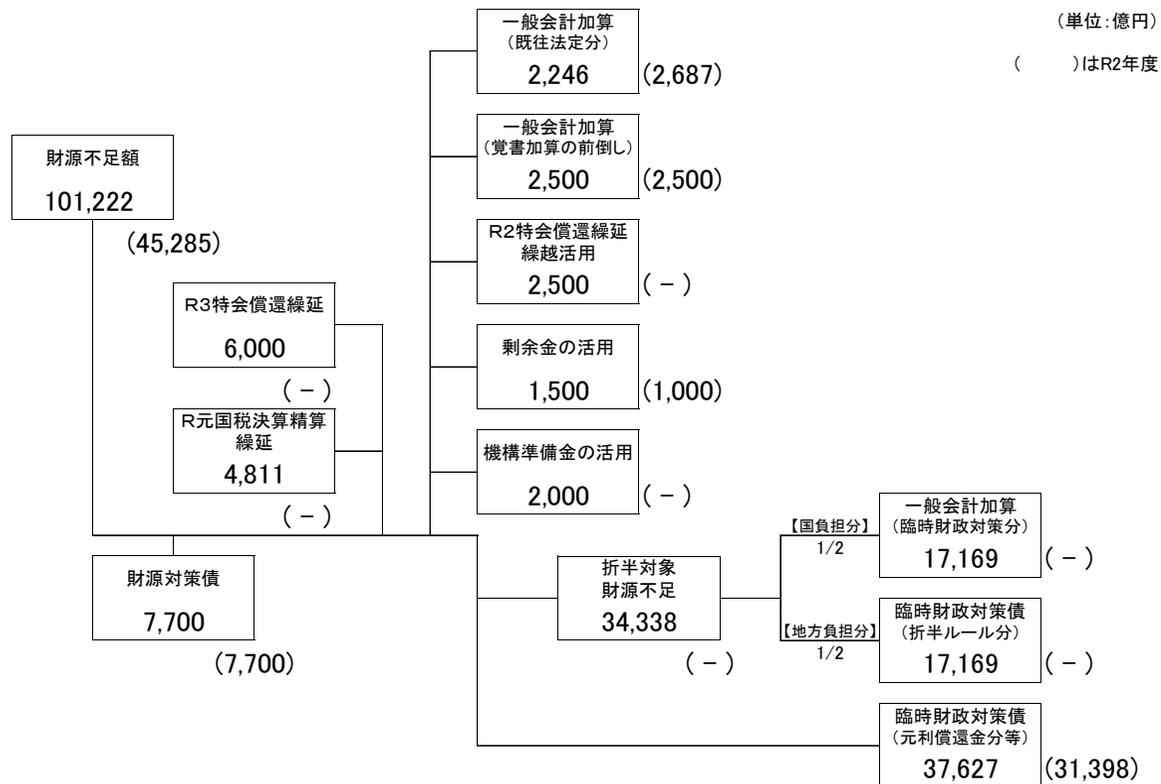
第6条の3 (略)

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率(=交付税率)の変更を行うものとする。

<考え方>

- ① 地方財政対策を講じる前に、通常の例により算出される歳入歳出におけるギャップ(財源不足額)があり、
- ② その額が、法定率分で計算した普通交付税の額の概ね1割程度以上となり
- ③ その状況が2年連続して生じ、3年度以降も続くと見込まれる場合。

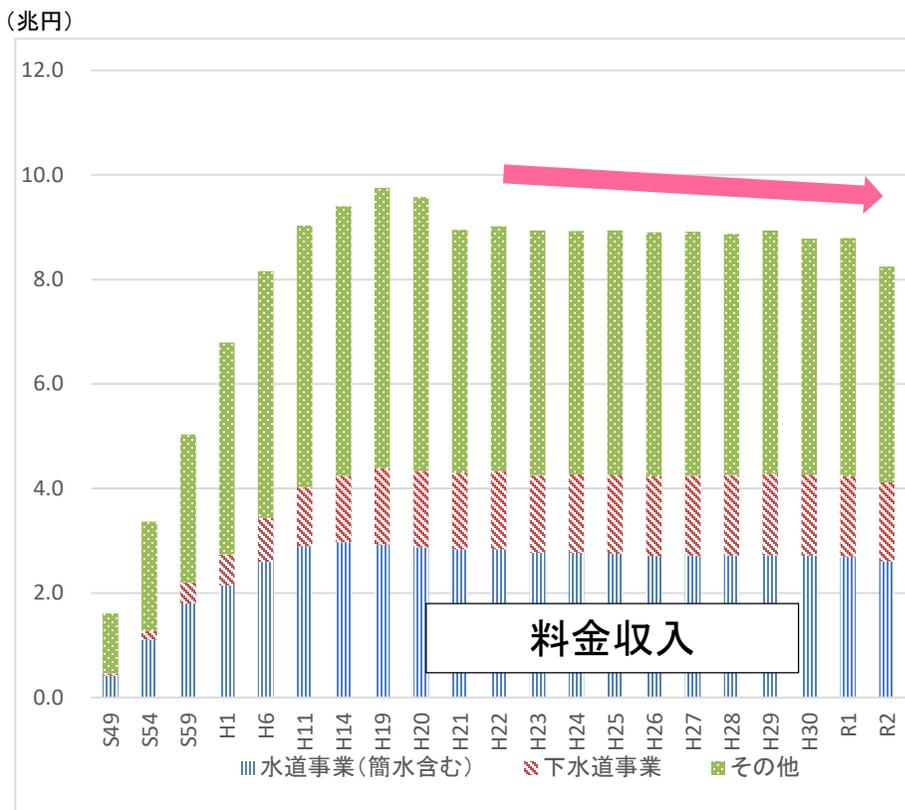
○令和3年度における財源不足への対応



## ①地方公営企業の料金収入の推移

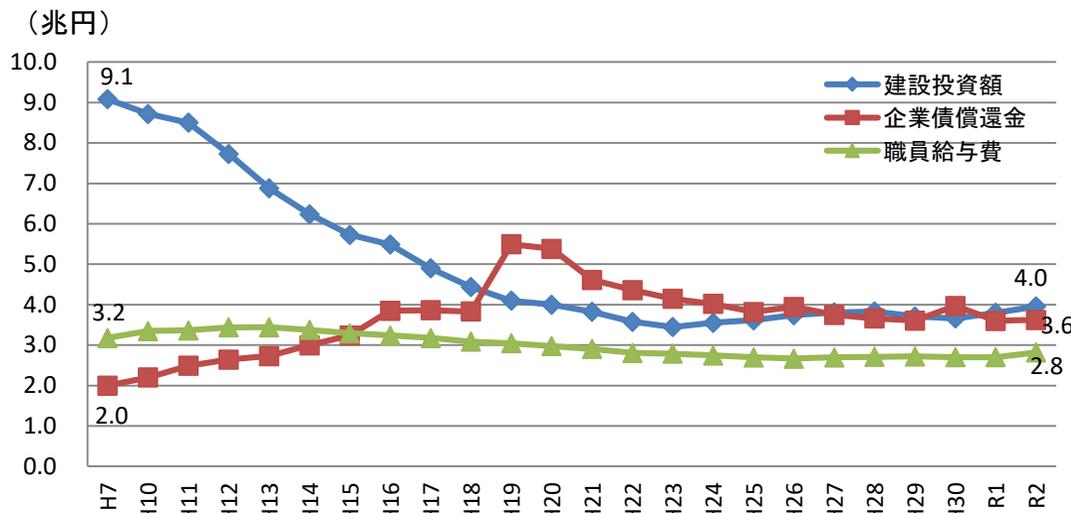
・人口減少等に伴い、料金収入は減少傾向にある。

水道事業の料金収入は有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向。  
普及段階にある下水道事業は微増傾向だが、今後は水道事業と同様に減少に転じることが想定される。

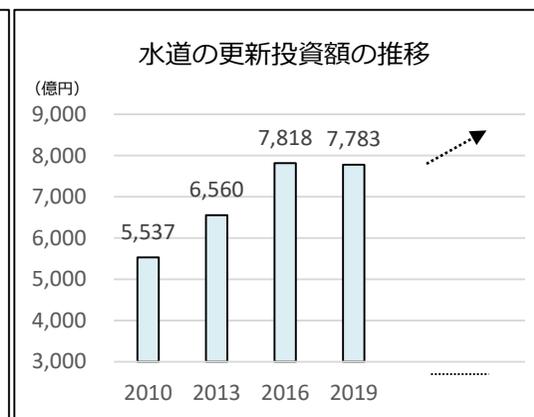
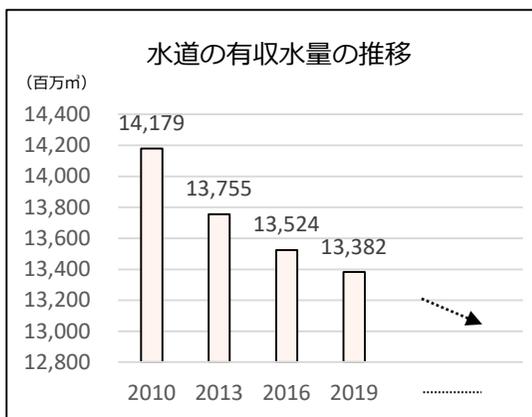


## ②建設投資額の推移

・建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から増加傾向にある。



## 参考:水道事業の有収水量(※)の推移及び更新投資額の推移



※有収水量：料金徴収の基礎となった年間給水量